

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（荒川自然公園ターザンロープ遊具 及びクライミングネット遊具）	No. 5200518
工（納）期	令和5年8月31日	
契約締結日	令和5年7月11日	
契約金額	638,550円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社三英 (法人番号：8010501004788)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	修繕契約（荒川自然公園ターザンロープ遊具及びクライミングネット遊具）
選定業者 （案）	名称：株式会社三英 所在地：千葉県流山市おおたかの森北一丁目8番地の6 代表者：代表取締役 三浦 慎
特命理由	<p>本件は、荒川自然公園のアスレチック遊具2基について、機能回復のための修繕を行うものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、当該遊具の製造かつ設置業者であり、構造や特徴を熟知していることから、最も確実かつ効率的な履行が期待できる。</p> <p>② 当該遊具におけるスプリング等については、特殊な部品であるため、製造業者である上記業者以外の業者が修繕することは困難である。</p> <p>③ 仮に他社による修繕が行われた場合、事故等発生時の責任の所在が不明確になる恐れがある。</p> <p>以上のことから、上記業者を契約相手方とした特命随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）